

請願第 1 号

生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について

みえ教育ネットワーク教職員ユニオンから提出のあった標記の請願を付議する。

令和 4年 8月 3日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

2022年5月16日

教育長 様

生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

貴教育委員会管内の学校に在籍する生徒に対して、部活動への入部の強制がないように、各学校長に確認を行うことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現行の中学校学習指導要領では、部活動は「教育課程外の学校教育活動」であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであるとされています。学習指導要領は法的拘束力を有するものであることから、部活動の意義や地域等からの要請が大きなものであったとしても、生徒たちを部活動に強制的に入部させていいことにはなりません。

地方公務員法第32条において、職員には職務遂行に当たって、法令、条例などに従う義務が定められており、職員たる学校長が学習指導要領の規定に反した部活動強制入部を行うことは許されません。また、地方自治法第2条第16項では「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と定められていることから、教育委員会は管内の学校での違法な運営について、是正するように指導すべき立場にあるといえます。

今年3月11日の三重県教育委員会定例会では、当組合が提出した「生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願書」が審議され、採択されました。その結果、県立高校において任意入部を徹底することについて、木平芳定三重県教育委員会教育長が意向を示しました。こうした是正の動きが三重県内でも起こっており、また、今年3月9日には日本中学校体育連盟（中体連）が地域スポーツ団体等の中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを発表しています。強制入部があれば生徒が不利益を受けることにも繋がりがねません。このように、部活動の強制入部にはこれまで以上に問題があると考えます。そこで、部活動への強制入部が確実に行われなくしていくことが必要だと考えます。

以上の理由から、現在、部活動の強制入部を行っている・いないに関わらず、部活動への強制入部がないように、教育委員会として各学校長に確認を行うことを求めます。

*参考までに、当組合が今年3月に各市町教育委員会に送付した「生徒の部活動への参加のあり方に関する質問状」に対する三重県内各市町教育委員会の回答を同封いたします。

「生徒の部活動への参加のあり方に関する質問状」に対する市町教育委員会の回答

(1) 「任意入部」であると回答した教育委員会

市教委、伊賀市教委、大台町教委、尾鷲市教委、亀山市教委、川越町教委、紀宝町教委、紀北町教委、木曾岬町教委、桑名市教委、玉城町教委、大紀町教委、多気町教委、津市教委、東員町教委、名張市教委、御浜町教委、明和町教委、度会町教委

いなべ

(2) 「強制入部」であると回答した教育委員会

南伊勢町教委

(3) 上記以外の教育委員会による文書回答（強制入部の学校が含まれているなど）

●朝日町教委

部活動は、「教育課程外」の活動で、法令上、学校が設置、運営する義務とはされていません。そのため、本教育委員会では、所管の中学校に対して部活動に全員が所属することを求めているわけではありませんが、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから、本町の中学校においては、原則全員部活動制として学校の教育活動の一環として位置づけ、計画、実施されています。

しかし、学校に設置されている部活動に入部を強いるものではなく、学校の部活動に所属せず、学校で部活動として設置されている競技等以外の活動、例えば体操やバトン、水泳などの運動や、書道や英会話など、本人が自主的に行う学校外の活動を、部活動と同様のものとして認めています（学校に設置している競技等であっても、地域のスポーツ団体等の活動でその競技を行うことも可）。

教育委員会においては、今後の部活動地域移行化を含めた県の動向等も考慮し、全員部活動制について、次年度以降、近隣市町とも歩調を合わせるよう検討を進めていきます。

●菰野町教委

所管の中学校は2校とも「部活動全員加入制」を採用しています。ただし、校内の設置部活動に必ず入部させるというのではなく、地域の運動クラブや習い事などで活動を行っている場合には「校外活動部」等の扱いとなります。なお、「校外活動部」等は、年度初めに部活動単位で集会等を行うため、その取組が教育課程に位置付けられるよう生徒の所属先が必要となることから存在します。

また、所管の中学校が部活動地域移行のモデル校となっていることもあるので、今後の部活動の在り方について近隣市町と検討する必要性を感じています。

●四日市市教委

四日市市の中学校においては、個人での活動がある場合には、校外活動部などとし、とくに特定の部活動に所属せずに、活動を認めています。

現在、四日市市におきましては、「教員の働き方改革を踏まえた学校部活動の地域移行」として、休日の部活動の地域移行を中心に、教員の働き方や部活動ガイドラインの改定など、学校部活動の在り方全般について、市独自の部活動在り方検討会を設け、検討しています。

●鈴鹿市教委

- (1) 全員入部制 2校
- (2) 基本的には全員入部制であるが、地域でスポーツや文化活動を行っている生徒は入部しなくてもよい 3校
- (3) 1年生のみ全員入部制であるが、地域でスポーツや文化活動を行っている生徒は入部しなくてもよい 3校
- (4) 任意 2校

教育委員会から、参加のあり方について指示は出していない。各中学校が判断している。任意ではない(1)(2)(3)の中学校においても、基本的には以上の指導を行うが、それぞれの生徒の実態等を考慮して判断している。

●松阪市教委

任意入部としていない学校は、市内11校中3校あるが、うち1校は令和4年度に変更を予定しており、他2校についても任意入部への変更に向けて協議中である。

●伊勢市教委

伊勢市は10校中3校が全員部活動制となっています。3校につきましては、スポーツや文化等に親しむことなどを目的として、原則全員部活動制としております。保護者には、入学説明会等で説明を行い、了解を得て入部していただいております。しかし各校とも、部活動改革が進む中、入部方法を含め、部活動のあり方について検討しているところです。

●志摩市教委

- ・志摩市内中学校6校中5校が任意入部制である。
- ・1校においては、以下の理由をもとに、全員部活制をとっているが、任意部活制に移行する方向で現在進めている。

(これまでの全員部活制の理由)

- *運動面・文化活動面ともに中学生が参加できる諸団体運営の競技が少ない。
- *保護者の一部からは、全員部活制への要望がある。
- *部活動をしっかり充実させてほしいという保護者からの声が多くある一方、全員部活制を否定するような声はこれまでにない。

●熊野市教委

- ・部活動への入部については、各校で生徒の希望や保護者の思いを踏まえ独自の方針を定めている。
- ・全員加入制の学校であっても、活動内容・活動回数の幅を持たせた複数の部活動を設置しており、生徒の意向に沿えるものになっている。
- ・放課後や休日における、生徒にとっての有意義な学び・活動の場とするため。